

# 官報

## 号外 昭和三十三年四月二十四日

### ○第二十六回 参議院會議録第二十九号

昭和三十三年四月二十四日(水曜日)午  
前十一時十三分開議

議事日程 第二十八号

昭和三十三年四月二十四日

午前十時開議

第一 日本科学技術情報センター  
法案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第二 機械工業振興臨時措置法の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出)  
(委員長報告)

第三 刑事補の職権の特例等に關  
する法律の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第四 裁判所法の一部を改正する  
法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第五 地方財政法及び地方財政再  
建促進特別措置法の一部を改正  
する法律案(内閣提出、衆議院  
送付)  
(委員長報告)

第六 日本放送協会昭和三十年度  
財産目録、貸借対照表及び損益  
計算書並びにこれに關する説明  
書  
(委員長報告)

第七 国営電西農業水利改良事業  
促進に關する請願(二件)  
(委員長報告)

第八 茨城県余部入干拓事業促進  
に關する請願  
(委員長報告)

第九 でん粉の政府買上げわく拡  
大等に關する請願  
(委員長報告)

第一〇 外国余剩農産物の輸入規  
制に關する請願  
(委員長報告)

第一一 新潟山漁村建設総合対策  
促進に關する請願(二件)  
(委員長報告)

第一二 福岡県下の水害復旧費困  
庫補助金早期交付等に關する請  
願  
(委員長報告)

第一三 山林復興請対策に關する  
請願(二件)  
(委員長報告)

第一四 いわし網漁業の不漁に伴  
り救済対策の請願(二件)  
(委員長報告)

第一五 未点灯部落の点灯工事實  
国庫補助に關する請願(二件)  
(委員長報告)

第一六 町村合併に伴り国有林野  
払下げ促進の請願(三件)  
(委員長報告)

第一七 農業改良資金等の融資額  
拡大及び貸付利率低減に關する  
請願  
(委員長報告)

第一八 有明海漁業の農産被害対  
策に關する請願(二件)  
(委員長報告)

第一九 歩留加算金の引上げに關  
する請願  
(委員長報告)

第二〇 新潟県出雲崎町の災害復  
旧促進に關する請願  
(委員長報告)

第二一 果汁生産業等の安定、発  
展措置に關する請願  
(委員長報告)

第二二 昭和三十三年二月の暴風  
浪による岩手県被害漁業者救済  
対策に關する請願  
(委員長報告)

第二三 岩手県の冷害による被害農  
家救済の請願  
(委員長報告)

第二四 鹿児島県枕崎漁港修築工  
事促進に關する請願(二件)  
(委員長報告)

第二五 国営農業水利事業の推進  
に關する請願  
(委員長報告)

第二六 鶏卵肉の価格安定に關す  
る請願  
(委員長報告)

第二七 養鶏飼料の供給確保に關  
する請願  
(委員長報告)

第二八 栃木県立農業試験場南河  
内分場にビール麦育種試験地併  
設の請願  
(委員長報告)

第二九 長崎県佐世保港外投びよ  
り禁止区域設定による漁業損失  
補償の請願  
(委員長報告)

第三〇 阿蘇総合開発特定地域に  
国立牧野改良試験場設置の請願  
(委員長報告)

第三一 農地転用基準の確立強化  
に關する請願  
(委員長報告)

第三二 自作農維持創設資金わく  
拡大に關する請願  
(委員長報告)

第三三 新農山漁村建設総合対策  
事業の完全実施に關する請願  
(委員長報告)

第三四 自作農維持創設資金制度  
の拡充強化に關する請願  
(委員長報告)

第三五 農産物価格安定に關する  
請願  
(委員長報告)

第三六 熊本県水俣市における奇  
病発生に伴り漁業対策の請願  
(三件)  
(委員長報告)

第三七 自作農貯蓄組合の法制化  
に關する請願(三件)  
(委員長報告)

第三八 失業救済のための開墾事  
業実施に關する請願  
(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

一昨二十二日議長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

内閣委員 西岡 ハル君  
法務委員 赤松 常子君

外務委員 加藤シヅエ君  
社会労働委員 小瀧 彬君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

内閣委員 小瀧 彬君  
法務委員 加藤シヅエ君

外務委員 赤松 常子君  
社会労働委員 西岡 ハル君

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。

預金保障基金法  
金融機関の経営保全等のための特別  
措置に關する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よって議長は即日これ  
を委員会に付託した。

日本国とイランとの間の文化協定の  
批准について承認を求めるの件

外務委員会に付託  
中小企業団体の施行に伴り関係法  
律の整理等に關する法律案

商工委員会に付託  
昭和三十三年特別会計予算補正  
(特第2号)

昭和三十三年政府関係機関予算補  
正(機第1号)

予算委員会に付託

昭和三十三年四月二十四日 参議院會議録第二十九号 議長の報告

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

刑法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十二名提出)  
法務委員会に付託

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(藤本捨助君外三十九名提出)  
社会労働委員会に付託

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

自然公園法案

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案  
関税法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

児童福祉法の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

離島振興法の一部を改正する法律案  
同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、左の件は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全印刷局労働組合関係)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(アルコール専売労働組合関係)

二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全造幣労働組合関係)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全林野労働組合関係)

同日内閣から、四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全印刷局労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全印刷局労働組合の要求に係る昭和三十三年四月以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、今般経費の移流用等により右裁定第一項を実施しうる見込が明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(アルコール専売労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「アルコール専売労働組合の要求に係る昭和三十三年一月以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、今般経費の移流用等により右裁定第一項を実施しうる見込が明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(アルコール専売労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「アルコール専売労働組合の要求に係る昭和三十三年一月以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、今般経費の移流用等により右裁定第一項を実施しうる見込が明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全林野労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項、第二

資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当すると認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、今般経費の移流用により右裁定第一項を実施しうる見込が明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全造幣労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全造幣労働組合の要求に係る昭和三十三年四月一日以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、今般経費の移流用等により右裁定第一項を実施しうる見込が明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

児童福祉法の一部を改正する法律  
離島振興法の一部を改正する法律  
昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日内閣から、四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全林野労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項、第二

項及び第三項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、今般経費の移流用等により右裁定第一項、第二項及び第三項を実施しうる見込が明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

児童福祉法の一部を改正する法律  
離島振興法の一部を改正する法律  
昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日内閣から、四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全林野労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項、第二

地方行政委員 森田 豊壽君  
同 久保 等君  
同 椿 繁夫君  
同 吉田 萬次君  
同 小笠原三三男君  
同 井上 知治君  
同 坂本 昭君  
同 高田なほ子君  
同 藤原 道子君  
同 小瀧 彬君  
同 成田 一郎君  
同 友敬君  
同 木下 友敬君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

運輸委員会  
理事 三木與吉郎君(三木與吉郎君の補欠)  
理事 手島 榮君(手島榮君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

臨時慰給等調査会設置法案  
内閣委員会に付託  
臨時受託調達特別会計法案  
大蔵委員会に付託  
自転車競技法の一部を改正する法律案  
小型自動車競走法の一部を改正する法律案  
商工委員会に付託

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号) 予算委員会に付託  
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。  
よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを通信委員会に付託した。

有線放送電話に関する法律案  
同日衆議院から、左の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

自転車競技法を廃止する法律案  
小型自動車競走法を廃止する法律案  
同日委員長から左の報告書を出した。

日本科学技術情報センター法案可決報告書  
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書  
裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)可決報告書  
地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

日本放送協会昭和三十年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書  
機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書  
同日議員から左の質問主意書を出した。

引揚者の福祉厚生に関する質問主意書(千田正君提出)  
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

関税法の一部を改正する法律案  
国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案  
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

関税法の一部を改正する法律案  
国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案  
同日内閣から、左記の者を国立近代美術館評議員に任命致したいので国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

衆議院議員 竹尾 式  
参議院議員 津島 壽一  
去る十九日外務大臣官房長木村四郎君は転任したので、政府委員は自然消滅となった。  
昨二十三日議長は内閣総理大臣宛、左

の者を第二十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。  
外務大臣官房長 田村 景一君  
同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房長田村景一君(前掲の議長承認のとおり)を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、電波監理審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、電波法第九十九条の三第一項の規定により、秋山龍君、丹羽保次郎君を電波監理審議会委員に任命することに付いて本院の同意を得たい旨の要求がございました。  
本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。商工委員長松澤兼人君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本科学技術情報センター法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十三年三月十九日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 松野鶴平殿

日本科学技術情報センター法案  
日本科学技術情報センター法  
目次  
第一章 総則(第一条-第十条)  
第二章 役員及び職員(第十一条-第二十一条)  
第三章 業務(第二十二-第二十四条)  
第四章 財務及び会計(第二十五条-第三十五条)  
第五章 監督(第三十六-第三十七条)  
第六章 雑則(第三十八-第四十一条)

第七章 罰則(第四十二-第四十四条)  
第十四条  
附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に関する中核的機関として内外の科学技術情報を迅速かつ適確に提供することにより、わが国における科学技術の振興に寄与することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)自然科学を基礎とする技術に関する情報をい、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。

(法人格)  
第三条 日本科学技術情報センター(以下「情報センター」といふ)は、法人とする。  
(事務所)  
第四条 情報センターは、主たる事務所を東京都に置く。  
2 情報センターは、必要な地に従たる事務所を置くことができる。  
(資本金)  
第五条 情報センターの資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

昭和三十三年四月二十四日 参議院会議録第二十九号 会議 議事日程追加の件 電波監理審議会委員の任命に関する件 日本科学技術情報センター法案外一件 五二九

<p>2 政府は、予算の範囲内において、情報センターに対し出資することができる。</p> <p>3 情報センターは、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。</p> <p>(出資証券)</p> <p>第六条 情報センターは、出資に対し出資証券を発行する。</p> <p>2 出資証券は、記名式とする。</p> <p>3 前項に規定するものほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(定款)</p> <p>第七条 情報センターは、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>四 資本金、出資及び資産に関する事項</p> <p>五 役員及び会議に関する事項</p> <p>六 業務及びその執行に関する事項</p> <p>七 会計に關する事項</p> <p>八 公告に關する事項</p> <p>九 定款の変更に関する事項</p> <p>2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	<p>(登記)</p> <p>第八条 情報センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(名称使用の制限)</p> <p>第九条 情報センターでない者は、日本科学技術情報センターという名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行爲能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、情報センターについて準用する。</p> <p>第二章 役員及び職員</p> <p>(役員)</p> <p>第十一条 情報センターに、役員として、理事長一人、常務理事一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。</p> <p>(役員職務及び権限)</p> <p>第十二条 理事長は、情報センターを代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 常務理事は、定款で定めるところにより、情報センターを代表し、理事長を補佐して情報センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理する。</p>
<p>し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。</p> <p>3 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して情報センターの業務を掌理し、理事長及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び常務理事が欠員のときはその職務を行ふ。</p> <p>4 監事は、情報センターの業務を監査する。</p> <p>(役員任命)</p> <p>第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 常務理事及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第十四条 理事長、常務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補充の役員は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができない。</p> <p>(役員欠格事項)</p> <p>第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員</p>	<p>二 政党的役員</p> <p>(役員解任)</p> <p>第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(役員兼職禁止)</p> <p>第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第十八条 情報センターと理事長又は常務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、</p>
<p>監事が情報センターを代表する。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第十九条 理事長及び常務理事は、理事又は情報センターの職員のうちから、情報センターの業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(職員任命)</p> <p>第二十条 情報センターの職員は、理事長が任命する。</p> <p>第二十一条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 業務</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第二十二条 情報センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。</p> <p>一 内外の科学技術情報を収集すること。</p> <p>二 内外の科学技術情報を分類し、整理し、及び保管すること。</p> <p>三 内外の科学技術情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること。</p> <p>四 前各号に掲げる業務を妨げない範圍内において、情報セン</p>	<p>二 政党的役員</p> <p>(役員解任)</p> <p>第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(役員兼職禁止)</p> <p>第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第十八条 情報センターと理事長又は常務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、</p>

ターが保管する内外の科学技術  
情報を閲覧させること。

五 前各号に掲げるもののほか、  
第一条の目的を達成するために  
必要な業務を行うこと。

2 情報センターは、前項第五号に  
掲げる業務を行おうとするとき  
は、内閣総理大臣の認可を受けな  
ければならない。

(業務の方法)

第二十三条 情報センターは、業務  
開始の際、業務の方法を定め、内  
閣総理大臣の認可を受けなければ  
ならない。これを変更しようとする  
ときも、同様とする。

2 前項の業務の方法に定めるべき  
事項は、総理府令で定める。

(関係機関との協力)

第二十四条 情報センターは、その  
業務を行うに際しては、できる限  
り、国立国会図書館その他の関係  
機関の文献及び資料の利用を図る  
ほか、関係機関と緊密に協力しな  
ければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 情報センターの事業年  
度は、毎年四月一日に始まり、翌  
年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十六条 情報センターは、毎事  
業年度、予算、事業計画及び資金  
計画を作成し、事業年度開始前に

内閣総理大臣の認可を受けなけれ  
ばならない。これを変更しようとする  
ときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 情報センターは、毎事  
業年度の決算を翌年度の六月三十  
日まで完了しなくてはならない。

(財務諸表)

第二十八条 情報センターは、毎事  
業年度、財産目録、貸借対照表及  
び損益計算書(以下この条及び次  
条において「財務諸表」という。)を  
作成し、決算完了後二月以内に内  
閣総理大臣に提出し、その承認を  
受けなければならない。

2 情報センターは、前項の規定に  
より財務諸表を内閣総理大臣に提  
出するときは、これに予算の区分  
に従い作成した当該事業年度の決  
算報告書を添付し、並びに財務諸  
表及び決算報告書に関する監事の  
意見をつければならない。

(書類の送付)

第二十九条 情報センターは、第二  
十六条又は前条第一項の規定によ  
る認可又は承認を受けたときは、  
当該認可又は承認に係る予算、事  
業計画及び資金計画に関する書類  
又は財務諸表を、情報センターに  
出資した者のうち政府以外のもの  
に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 情報センターは、毎事業  
年度、経営上利益を生じたときは  
は、前事業年度から繰り越した損  
失をうめ、なお残余があるときは  
は、その残余の額に政令で定める  
率を乗じて得た額以上の額を積み  
立てなければならない。

2 情報センターは、前項の規定に  
よる積立を行った後、なお残余が  
あるときは、内閣総理大臣の認可  
を受けて、その残余の額を出資者  
の出資に對しそれぞれその出資額  
に應じて分配することができる。

3 情報センターは、毎事業年度、  
経営上損失を生じたときは、第一  
項の規定による積立金を減額して  
整理し、なお不足があるときは、  
その不足額は、繰越欠損金として  
整理しなければならない。

(借入金)

第三十一条 情報センターは、短期  
借入金をする場合に、内閣総理  
大臣の認可を受けなければならない。  
2 前項の規定による短期借入金  
は、当該事業年度内に償還しなけ  
ればならない。ただし、資金の不  
足のため償還することができない  
金額に限り、内閣総理大臣の認可  
を受けて、これを借り換えること  
ができる。

3 前項ただし書の規定により借り  
換えた短期借入金は、一年以内に  
償還しなければならない。

(補助金)

第三十二条 政府は、予算の範囲内  
において、政令で定めるところに  
より、情報センターに對し第二十  
二条第一項第一号及び第二号に掲  
げる業務に要する経費の一部を補  
助することができる。

(余裕金の運用)

第三十三条 情報センターは、業務  
上の余裕金については、銀行への  
預金又は郵便貯金にするほか、こ  
れを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第三十四条 情報センターは、総理  
府令で定める重要な財産を譲渡  
し、又は担保に供しようとするこ  
ときは、内閣総理大臣の認可を受け  
なければならない。  
(総理府令への委任)

第三十五条 この法律及びこれに基  
く命令に規定するもののほか、情  
報センターの財務及び会計に関し  
必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十六条 情報センターは、内閣  
総理大臣が監督する。  
2 内閣総理大臣は、この法律を施  
行するため必要があると認めると  
きは、情報センターに對して、そ

の業務に関し監督上必要な命令を  
することができる。

(報告及び検査)

第三十七条 内閣総理大臣は、必要  
があるとき認めるときは、情報セン  
ターに對して業務の状況に関し報  
告をさせ、又はその職員をして情  
報センターの事務所に立ち入り、  
業務の状況若しくは帳簿、書類そ  
の他の必要な物件を検査させるこ  
とができる。

2 前項の規定により職員が立入検  
査をする場合においては、その身  
分を示す証明書を携帯し、関係人に  
これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の  
権限は、犯罪捜査のために認めら  
れたものと解してはならない。

第六章 雑則

(関係行政機関の長の協力)

第三十八条 関係行政機関の長は、  
情報センターの行う科学技術情報  
の収集について、できる限り協力  
するものとする。

(解散)

第三十九条 情報センターの解散に  
ついては、別に法律で定める。  
(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の各  
号に掲げる権限を科学技術庁長官  
に對し委任することができる。

一 第七条第二項、第二十二條第  
二項、第二十三條第一項、第二

十六条並びに第三十一条第一項及び第二項ただし書の規定による認可

二 第二十八条第一項の規定による承認

三 第三十七条第一項の規定による報告及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十一条 内閣総理大臣(前条の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五条第三項、第二十三条第一項、第二十六条、第三十一条

第一項及び第二項ただし書並びに第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十三条第二項、第三十四条及び第三十五条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第四十二条 第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした情報センターの役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした情報センターの役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣(第四十条の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官)の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第四十四条 第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(情報センターの設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の例により、情報センター

の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、情報センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、情報センターの設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 設立委員は、前項の認可を受けたるときは、政府以外の者に対し情報センターに対する出資を募集しなければならない。

6 設立委員は、前項の募集が終了したときは、内閣総理大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

7 設立委員は、前項の認可を受けたるときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込を求めなければならない。

8 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぎなければならない。

9 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務引継ぎを受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10 情報センターは、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターに類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に科学技術庁長官の許可を受けたものには適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターという名称又はこれに類似する名称を使用している者(前項の許可を受けた者を除く)は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第九条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第四条 情報センターの最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第五条 情報センターの最初の事業年度予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「事業年度開始前」とあるのは、「情

報センターの成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の一部改正)

第六条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本原子力研究所」の下に、「日本科学技術情報センター」を、「日本原子力研究所法」の下に、「日本科学技術情報センター法」を加える。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第七条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

六 日本科学技術情報センターに關すること。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年四月四日 内閣総理大臣 岸 信介

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第十六条を除く)中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改め、第九条中「通商産業省令」を「主務省令」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日本科学技術情報センター法案について申し上げます。

本法案の提案の趣旨とその概要について申し上げますと、わが国産業の飛躍的拡大と発展をはかるためには、諸外国の優秀な科学技術の導入と消化をはかるはもちろんで、国内技術の開発に一段の努力を傾注しなければならぬのであります。そのためには、まず内外の科学技術情報を迅速かつ的確に収集し、これを産業界、学界等、各般の需要に応じて提供することが必要であります。しかしながら、わが国の科学技術情報活動の現状を見ますと、産業界、学界等において、みずから網羅的に収集するには、その情報量はあまりに膨大であり、また分散的で、有機的

関連性に欠け、一部は死蔵され、一部は重複し、国家的観点に立てば非常に不経済であり、また非効率であります。かかる状況を打破し、合理的に情報活動を活発に行うには、どうしても中核的情報機関の設立が必要となり、今回、半官半民の日本科学技術情報センターを設立しようとするのが本法案提案の趣旨であります。

以下、本法案の概要につきまして簡単に申し上げます。

第一に、情報センターの性格であります。産業界と密接な関係のあるところから、政府出資のほか、民間出資もあわせ、半官半民の特殊法人としてあります。第二に、情報センターの業務は、内外の科学技術情報の収集、分類、整理、保管と、これを定期的に、または随時に速報として関係方面に提供すること、及び保管する文庫、情報等を閲覧させ、依頼に応じ情報を提供すること、及び保管する文庫、情報等も適正な料金、対価をとることになっております。なお、これらの業務遂行に当っては、国立国会図書館を初め、関係機関と密接な協力をはかることとし、他方、関係行政機関は本センターに協力する旨の規定が設けられてあります。第三に、情報センターの組織としては、理事長、常務理事、理事、監事と一般の職員から構成されるものと、役員については、内閣総理大臣の任命または認可によることになって

おります。第四に、情報センターに対する行政監督は内閣総理大臣が行うこととなり、業務方法書並びに毎事業年度の予算、事業計画、資金計画等に関しては、内閣総理大臣の認可を必要とし、決算後は財務諸表を提出して、内閣総理大臣の承認を得なければなりません。なお、利益金が出た場合は、前年度からの損失を埋め、残余は積み立てることとし、なお残余のあるときは、内閣総理大臣の認可を受けて出資者に分配することができることになっております。

以上が本法案の概要であります。昭和三十一年度政府予算には、本センターに対し政府出資金四千万円、補助金三千万円、計七千万円が計上してあり、民間からは出資金四千万円、寄付金三千万円が予定され、その他事業収入一千万円を合わせ、約一億五千万円の予算で、職員六十名程度によって運営されることになっております。そうして昭和三十四年度には、経費二億六千万円、職員百五十名に増加する計画であります。

次に、審議の経過について簡単に御報告いたします。

本法案は、わが国といたしましては、全く新しい構想でございます。非常に問題点が多く、審議に慎重を期し、政府当局に質疑を重ねるほか、特に産業界代表、学界代表等を参考人とし、意見を徴するとか、国立国会図書館に意見をたたくとか、非常に熱心な質疑を重ねましたが、その詳細は速記録に譲り、ただ、ここでは問題となり、また重要な点を二、三申し上げてみたいと思っております。

第一は、情報センターの性格の問題であります。すなわち本法に基く半官半民の特殊法人とするのが、情報センターの目的を達するに一番妥当であるかどうか、財団法人か、あるいは純然たる営利会社にする場合との優劣いかんという問題。第二点は、情報センターの目的を達成するために、現在考えられておる予算規模、人員構成で、果して十分な運営活動ができるかどうか、また、これが育成のために、将来政府が財政的援助及び民間からの出資、寄付金の見直し、これと関連しての情報センターの将来の発展性の問題。第三点は、本センターの業務運営と国立国会図書館及びその他の政府機関との関係。第四点は、本センターの業務運営と中小企業との関係。以上の点が、大きな問題点でありまして、各方面から熱心な検討が加えられました。

質疑を終り、討論に入りましたところ、まず社会党を代表して、阿具根委員より賛成の意見の開陳があり、特に各省関係機関との競合、摩擦を避け、また国立国会図書館の機能が減殺され、その予算が削減されないように留意することを強調し、次の付帯決議を

付することの提案がなされました。その案は、  
政府は、本法の施行に当って左記諸点に留意し、もって日本科学技術情報センターが、わが国科学技術の振興に十分貢献し得るよう配慮すべきである。  
一、科学技術情報活動の公共的重要性にかんがみ、これが一層の推進を図るため、情報センターの財政的基礎を確立するより、今後その積極的助成について特段の配慮をすること。

二、情報センターの業務は、政府、大企業に対する情報提供に偏することなく、中小企業等に対する奉仕に格別の考慮を払い、公益性を尊重するとともに、能率的且つ効果的な運営を期すること。  
三、情報センターの業務運営は、関係諸機関の自主性を尊重しつつ、これと緊密なる協力を図り、重複と摩擦を避けるよう極力注意すること。

次いで緑風会を代表して、豊田委員より、次の希望を付して賛成意見が述べられました。  
その第一は、情報センターの性格が公共性と営利性の両面があり、首脳者の経営方針如何によつては営利に走る危険性もあり、特に役員に任命について遺憾なきを期すること。また将来か

昭和三十三年四月二十四日 参議院會議録第二十九号 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

かる機関を作る場合は、不明確な性格を作らないように努めること。

第二は、情報センターの運営に当っては、出資者大企業に偏することなく、特に中小企業に重点を置くこと。

次いで自民党を代表して、西川委員より、豊田委員要望の趣旨、また付帯決議の趣旨を尊重し、運営に遺憾なきを期するよう希望して賛成の意見が述べられました。

かくて討論を終り、採決に入りまし。たところ、日本科学技術情報センター法案は、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで阿具根委員提出の付帯決議案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

次に、同じく議題となっております機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

まず、本改正案の内容について申し上げます。昨年第二十四国会におきまして成立いたしました機械工業振興臨時措置法の規定によりまして、法律の運用は通産大臣の専管となっております。ありますが、運輸省の所管する造船関連工業の一部並びに鉄道車両部品工業も、当該振興法の対象業種とするため、運輸大臣も、当該振興法の運用に当ら

せる必要があるもので、当該振興法中「通産大臣」と定めてある規定のうち必要なものについて、これを「主務大臣」に改めることにしてあるのであります。このように、改正自体は簡単なものであります。商工委員会における審議はきわめて慎重であったのであります。すなわち論議の中心は、「本改正案によって各省間の所管争いが激しくならないか、また二元行政の危険があり、果して振興法本来の目的達成に支障を来たさぬか」という点でございます。これに対して政府当局は、「通産、運輸両省が、一体となって運用に万全を期する所存である」との答弁がありました。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくして質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、阿具根委員より、日本社会党を代表して、「本改正案により、官庁間のなわ張り争いや予算のふんどり等の事象が起らぬよう、運用に留意することを要望して賛成する」との意見の開陳があり、次いで豊田委員より、「機械工業が多くの下請工業によって構成されている実情にかんがみ、下請代金支払いの合理化に徹底を期されたい」との要望を付して、同じく賛成意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、採決に入りまし。たところ、全会一致をもって原案通り

可決すべきものと決定した次第であります。右、二法案について御報告申し上げます。(拍手)

議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

議長(松野鶴平君) 日程第三、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四、裁判所法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本米治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十六日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長 松野鶴平殿

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十六日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長 松野鶴平殿

裁判所法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。



第五十六条の四(家庭裁判所調査官研修所教官) 最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所教官を置く。

家庭裁判所調査官研修所教官は、上司の指揮を受けて、家庭裁判所調査官研修所における研究及び修養の指導並びに養成を掌る。

第五十六条の五(家庭裁判所調査官研修所長) 最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所長を置き、家庭裁判所調査官研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

家庭裁判所調査官研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、家庭裁判所調査官研修所の事務を掌理し、家庭裁判所調査官研修所の職員を指揮監督する。

第六十条の二の次に次の二条を加える。

第六十条の三(裁判所書記官) 各裁判所に裁判所書記官を置く。

裁判所書記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を掌る。

裁判所書記官は、その職務を行う上については、裁判官の命令に従ふ。

第六十条の四(裁判所速記官補) 各裁判所に裁判所速記官補を置く。裁判所速記官補は、上司の命を受けて、裁判所書記官の事務を補助する。

第六十五条中「裁判所書記官補」の下に、「裁判所速記官、裁判所速記官補」を加える。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 各裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、裁判所速記官補に裁判所速記官の職務を行わせることができる。

この趣旨の一条を新たに加えることにいたしました。 次に、裁判所法の一部を改正する法律案であります。その改正点の第一は、最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所を置かんとするものであります。

昭和三十三年四月二十四日 参議院會議録第二十九号 日本放送協会昭和三十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

2 前項の公営企業の外、地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行わなければならない。

2 改正後の地方財政再建促進特別措置法附則第四項の規定は、財政再建団体が、同法の施行の日以後この法律の施行の日前までの間に於いて地方財政再建促進特別措置法第二十四条第一項の規定により起した地方債についても、適用する。

○本多市郎君登壇、拍手) 本多市郎君 たいま議題となりました地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

第七條第二項中「前條」を「前條第一項」に改める。  
第十條第二十三号の次に次の一号を加える。  
二十三の二 内閣総理大臣が定める特定計画に基づく地籍調査に要する経費

第十一條の二中「第十條の二第四号」を「第十條第八号の二、第十條の二第四号」に改める。  
第十七條の二第三項中「不服があるときは、」の下に「自治庁長官を経由して、」を加える。

第二十條の二第一項中「又は支出時期その他支出」を「支出時期、支出金の交付に當つて附された条件その他支出金の交付に當つてされた指示その他の行為」に改め、「地方公共団体は、」の下に「自治庁長官を経由して内閣に

對し意見を申し出、又は」を加える。  
第二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第四項中「財政再建団体がその財政再建計画について第三條第一項の規定による自治庁長官の承認を受ける日以前に」を「財政再建団体(財政再建債を起さない財政再建団体を除く。以下本項中同じ。)が」に、「当該承認を受けた日以後においては、」を「当該財政再建団体の財政再建計画について第三條第一項の規定による自治庁長官の承認を受けた日以後(当該承認を受けた日以後において起された地方債については、当該起された日以後においては、」に改め、「当該承認を受けた日以後の分」の下に「(当該承認を受けた日以後において起された地方債については、当該起された日以後の分)」を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。  
附則

日本放送協会昭和三十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
内閣総理大臣 殿  
三二一檢 第四号  
昭和三十三年二月五日

内閣総理大臣 殿

會計検査院長 東谷伝次郎 殿

日本放送協会昭和三十年年度貸借対照表等の回付について  
日本放送協会昭和三十年年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了し右書類を回付する。  
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

次に、地方財政再建促進特別措置法については、財政再建団体のうち、財政再建債を起している財政再建団体が、財政再建計画の承認を受ける日、前に、許可を受け、承認を受けた日、後において借入れを行なった退職手当債についても、利子補給の対象とすることに改めるものであります。

以上、御報告いたします。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、日本放送協会昭和三十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。  
まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長長 木下弘君。  
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

四月二十三日、討論に入り、加瀬委員は、「地方財政再建促進特別措置法は、将来、全面的に再検討されることを期待して本法案に賛成する」旨を述べられました。

かくて、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

昭和三十一年三月三十一日現在  
一、昭和三十年年度財産目録  
財産目録

科 目	内 容		要 額	合 計
	摘 要	金 額		
(資産の部)				
流動資産				
現金預金	銀行預金		一〇,九七二,一六五	八,五三三,〇五五
			五五,三七四,五九九	五七,三〇七,二二〇



昭和三十一年四月二十四日 参議院會議録第二十九号 日本放送協会昭和三十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

資産合計	ラジオ関係放送債券発行差金	ラジオ関係債券発行差金未償却額	三〇,九九七、七六	三〇,九九七、七六
(負債の部)	テレビジョン関係放送債券発行差金未償却額	テレビジョン関係放送債券発行差金未償却額	一四,四二八、三六四	一四,四二八、三六四
未払金	物品購入代未払金外	物品購入代未払金外	八,二五二、四五一、九五六	八,二五二、四五一、九五六
受信料前受金	ラジオ受信料前受金	31年度分ラジオ受信料前受金	四,五五五、五三六	四,五五五、五三六
その他の流動負債	預り金	集金委託保証金	六〇,九八〇、五	六〇,九八〇、五
	預り有価証券	集金委託保証預り証券	二,四〇〇,〇〇〇	二,四〇〇,〇〇〇
	自動車損害賠償支払準備金	自動車損害賠償保障法による積立金	六六,三三〇	六六,三三〇
	仮受金	源泉徴収所得税外	三七,三三三、八	三七,三三三、八
固定負債	放送債券		三,七四七、〇〇〇	三,七四七、〇〇〇
長期借入金	ラジオ関係放送債券		一,六〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇
	テレビジョン関係放送債券		三九八,〇〇〇,〇〇〇	三九八,〇〇〇,〇〇〇
負債合計	テレビジョン関係長期借入金	日本勧業銀行外	一七,七六七,〇〇〇	一七,七六七,〇〇〇

二、昭和三十年年度貸借対照表

昭和三十一年三月三十一日現在

流動資産	現金	預金	資産の部	金額
				五,七〇七,二四三

受信料未収金	未取受信料欠損引当金	八〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇
委託修理業務用物品	貯蔵品	三〇,三〇六、四四八	三〇,三〇六、四四八
前払費用	その他の流動資産	五五,九九五、三三八	五五,九九五、三三八
流動資産合計		一七五,九四四、六四六	一七五,九四四、六四六
固定資産	建物減価償却引当金	三,〇九八、五〇二、四九九	三,〇九八、五〇二、四九九
構築物	構築物減価償却引当金	三三,〇七二、三三三	三三,〇七二、三三三
機械	機械減価償却引当金	一,〇五五、五五七、七七一	一,〇五五、五五七、七七一
器具什器	器具什器減価償却引当金	二,二七九、九四五	二,二七九、九四五
土地	土地	七,四三三、七四四	七,四三三、七四四
建設仮勘定	建設仮勘定	一,〇〇一、四三三	一,〇〇一、四三三
固定資産合計		三,二六七、八〇五	三,二六七、八〇五
特定資産	固定資産合計	一,五三〇、八〇七、九三三	一,五三〇、八〇七、九三三
減価償却資産	減価償却資産	三,八六七、一八四	三,八六七、一八四
前払費用	前払費用	六,七五九、七三二、六四一	六,七五九、七三二、六四一
放送債券発行差金	放送債券発行差金	五,七六〇,〇〇〇	五,七六〇,〇〇〇
繰延勘定合計	繰延勘定合計	一五,三八九、四〇〇	一五,三八九、四〇〇
資産合計	資産合計	四,五四一、九八〇	四,五四一、九八〇
(負債の部)	流動負債	六〇,八九三、八〇	六〇,八九三、八〇
未収金	未収金	八,二五二、四五一、九五六	八,二五二、四五一、九五六
受信料前受金	受信料前受金	四,五五五、五三六	四,五五五、五三六
その他の流動負債	その他の流動負債	四六,六六〇、三九九	四六,六六〇、三九九
流動負債合計	流動負債合計	一七,七六七、〇〇〇	一七,七六七、〇〇〇
固定負債	固定負債	一,六〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇
放送債券	放送債券	三九八,〇〇〇,〇〇〇	三九八,〇〇〇,〇〇〇
長期借入金	長期借入金	一,七七六,七〇〇,〇〇〇	一,七七六,七〇〇,〇〇〇
固定負債合計	固定負債合計	四,三六八,三三〇,三九九	四,三六八,三三〇,三九九
負債合計	負債合計	一七,七六七,〇〇〇	一七,七六七,〇〇〇

昭和三十一年四月二十四日 参議院會議録第二十九号 日本放送協会昭和三十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

四、昭和三十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一 決算概要  
協会の昭和三十年年度決算の結果について見るに、その資本総額は、三九億八、三〇九万二千円であり、これに対する資産は八二億五、一四万五千円、負債は四二億六、八三三万円で、これを前年度末資本総額三五億九、五三三万円で比較すれば三億八、七七六万一千円の増である。

次に、昭和三十年四月一日から、昭和三十一年三月三十一日までの事業運営の状態を見るに、事業収入は一〇六億二、三九三万五千円、事業支出は一〇二億六、三三〇万七千円で、差引当期剰余

金は三億六、〇六二万八千円であり、これに資本取支を加えた収支全般について見るに、収入総額は一二四億九、八〇〇万一千円、支出総額は一一三億一、七六二万三千円で、差引本年度の収支剰余金は一億八、〇三二万八千円である。

二 資産及び負債並びに損益の状況

1 資産について

昭和三十一年三月三十一日ににおける資産総額は、八二億五、一四万五千円であり、その内容は、大要次のとおりである。

イ、流動資産

流動資産総額八億九、三三三万一千円中現金預金五億六、七二〇万七千円は、手持資金であり、受信料未収金六、七

一八万九千円は、年度末未収額一億四、七一八万九千円から翌年度における欠損見込額八、〇〇〇万円を控除したもので、このうち、ラジオ受信料未収金は六、一六八万七千円、テレビジョン受信料未収金は、五五〇万二千円である。

委託修理業務用物品七〇六万四千円は、放送法第九条第二項第七号により行方放送受信機器修理用部品の在庫高であり貯蔵品一、〇三三万一千円は、事務用備品消耗品等の在庫高である。前払料用五、五八九万五千円は、前払借入金利息、火災保険料等であり、その他の流動資産一億七、五

九二万五千円は、国際放送交付金未収金二、七八九万三千円、放送役務料未収金八八八万八千円等である。

ロ 固定資産

固定資産総額六十七億五、九七三万二千円中ラジオ関係は、建物二八億三、〇二二万四千円、構築物六億四、八八六万六千円、機械一億三、七六八万八千円、器具什器七、三五九万九千円、土地一億一、八二〇万三千円、テレビジョン関係は、建物四、六一五万五千円、構築物二億六、九八八万一千円、機械四億五、四五二万四千円、器具什器七、八五万六千円、土地三、三八

七万八千円で、それぞれ減価償却引当金を控除した現在価値である。建設仮勘定は放送所増力工事その他ラジオ関係の未完成施設三、三八六万三千円、及び東京テレビジョン放送局改善工事の未完成施設五〇〇万四千円である。

特定資産

特定資産五億三、七六〇万円は、減価償却資産で、放送債券発行額二〇億八〇〇万円に對し、放送法第四二条第三項によつて積み立てた積立償還のための資金であり、このうちラジオ関係は四億七、九八〇万円で、テレビジョン関係は五、七八〇万円で、繰延勘定

三、昭和三十年年度損益計算書

昭和三十一年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで

固 有 資 本 (資本の部)	三二五、九五三、六四四
積 立 金	一三三、四一三、四四一
ラ ジ オ 積 立 金	九五、一〇九、〇八一
テ レ ビ ジ ョ ン 繰 越 欠 損 金	三七、五二〇、四四〇
当 期 剰 余 金	八七、六七五、二七四
当 期 ラ ジ オ 剰 余 金	三〇、六二八、四六六
当 期 テ レ ビ ジ ョ ン 欠 損 金	五六、〇四六、八〇八
剰 余 金 合 計	三三、二一六、九一八
資 本 合 計	三九、九三三、五六三
負 債 資 本 合 計	八、三五一、四五二、九六六

交 付 金 収 入	九四、四四九、〇〇〇
雑 収 入	一四、二七四、七七八
事 業 収 入 合 計	一〇八、七二三、七八八
事 業 支 出	八四、三三三、一六六
減 価 償 却 費	五五、八三六、四三三
関 連 経 費	三七八、二七九、八四〇
事 業 支 出 合 計	九五、九三九、四三三
当 期 ラ ジ オ 剰 余 金	一三、七九三、三五五
当 期 テ レ ビ ジ ョ ン 欠 損 金	二一、四三三、六六六
事 業 支 出 合 計	三六、六二七、〇二一
雑 収 入	四、三三三、六六六
事 業 支 出 合 計	三二、二九三、三五五
事 業 収 入 合 計	三九、九三三、五六三
事 業 支 出 合 計	三二、二九三、三五五
当 期 剰 余 金	七、六四〇、二〇八

繰延勘定六、〇八〇万九千円中前払費用一、五三八万九千円は未経過局舎賃借料等であり、放送債券発行差金四、五四二万円は放送債券発行額二、〇億八、〇〇〇万円の発行差金未償却額で、このうち、ラジオ関係は三、〇九九万二千円、テレビジョン関係は一、四四二万八千円である。

2 負債について  
昭和三十一年三月三十一日における負債総額は、四二億六、八三六万円であり、その内容は、大要次のとおりである。

イ 流動負債  
流動負債四億八、三六六万円で未払金四億三、二四四万円は局外中継テレビジョン送像装置その他物品購入代金等であり、受信料前受金四、五五五万五千円は、翌年度以降分の受信料である。その他の流動負債四、六六五万六千円は、源泉徴収所得税仮受金等である。

ロ 固定負債  
固定負債三七億八、四七〇万円は、放送債券二、〇億八、〇〇〇万円及び長期借入金一七億七、六七〇万円であり、このうち、ラジオ関係放送債券は一六億一、〇〇〇万円、テレビジョン関係放送債券は三億九、八〇〇万円、長期借入金は全額テレビジョン関係である。

3 損益について  
本年度決算の結果は、先に記したとおり、当期剰余金は三億六、〇六二万八千円である。

すなわち、ラジオ関係においては、事業収入は、受信料一〇億一、四四六万六千円、交付金収入九、四四四万九千円及び雑収入一億四、三二七千円、合計

一〇二億三、五九一萬三千円、これに対し事業支出は、事業費八四億二、二五九万三千円、減価償却費五億五、八三六万六千円、未収受信料欠損償却その他関連経費三億七、八二八万円(建設費から振り替えた間接経費一億一、〇三三万九千二百九十九円)、差引当期剰余金は八億七、六六七万三千円である。

また、テレビジョン関係においては、事業収入は、受信料三億八、三八一萬九千円、雑収入四二〇万四千円、合計三億八、八〇二万二千円であり、事業支出は、事業費五億六、七九四万六千円、減価償却費一億二、四六九万八千円、未収受信料欠損償却その他関連経費一億一、四二二万三千円(建設費から振り替えた間接経費三、八四六万八千円を含む)、合計九億四、〇六万七千円、差引当期欠損金は、五億一、六〇四万五千円である。

三 収入及び支出の状況  
本年度における収入総額は、二四億九、八〇〇万一千円、これを予算額一三億三、五一七万五千円に比較すれば、一億六、二八二万六千円の収入増であり、支出総額は、一三億三、七六二万三千円、これを予算額一三億八、二六六万二千円に比較すれば、五億五、〇三九千円の支出減であり、その内容は、大要次のとおりである。

1 収入について  
(ラジオ)

収入総額中ラジオ関係は、一億八、三一九万四千円、これを予算額一〇億二、〇九七万五千円に比較すれば、二億六、二二二万九千円の収入増である。

イ 資本収入  
資本収入は、一〇億四、七二八万二千円、これを予算額一億二、二八〇万七千円に比較すれば、一、九四八万二千円の収入増である。

ロ 事業収入  
事業収入は、一〇二億三、五九一萬三千円、これを予算額九、九三三万五千円、これを予算額九、九三三万五千円に比較すれば、二億四、二七三万八千円の収入増である。

すなわち、受信料収入は、受信料契約者の増加の結果、一〇億一、四四六万六千円、予算額九、八〇〇万六千円に比較すれば、一億三、六四六万六千円の収入増である。

交付金収入は、国際放送交付金九、三九〇万五千円及び選挙放送交付金五、四四九千円、合計九、四四四万九千円、雑収入は、役員収入、五、四一七万二千円を含めて一億四、一三二万七千円、雑収入は三、八七七万四千円、雑収入は一億三、一七七千円のそれぞれ収入増である。

(テレビジョン)  
収入総額中テレビジョン関係は、一億二、四八〇万七千円、これを予算額一億二、四八〇万七千円に比較すれば、六〇万七千円の収入増である。

イ 資本支出  
資本支出は、一八億六、一〇九万八千円、これを予算額一、九四八万二千円に比較すれば、一億四、七二八万二千円の支出減である。

ロ 事業支出  
事業支出は、九二億四、八三六万六千円、これを予算額九、九三三万五千円に比較すれば、一億七、八三六万六千円の支出減である。

すなわち、受信料は、受信料契約者の増加の結果、三億八、四七〇万九千円、予算額三億三、〇〇〇万九千円に比較すれば、五、四七〇万九千円の収入増であり、雑収入は、四二〇万四千円、予算額一、三二七万四千円に比較すれば、二八五万四千円の収入増である。

2 支出について  
(ラジオ)

支出総額中ラジオ関係は、一億八、三一九万四千円、これを予算額一、五五五万八千七百九十九円に比較すれば、四億三、八七五万九千円の支出減である。

一九億八、八二二万四千円に比較すれば、一億二、七二二万六千円の支出減である。

すなわち、建設費は、一〇億六、〇七九万八千円、予算額一億八、七九二万四千円に比較すれば、一億一、七一二万六千円の支出減であり、放送債券償還積立金繰入は、予定のとおり一億六、一〇〇万円である。諸返還金は、放送債券償還金五億四、六〇〇万円及び長期借入金返還金九、三三〇万円で、いずれも予定のとおりである。

事業支出は、九二億四、八三六万六千円、これを予算額九、九三三万五千円に比較すれば、一億七、八三六万六千円の支出減である。

すなわち、事業費は、八四億二、二五九万三千円、予算額八、七七一、三三三万八千円に比較すれば、一億九、〇七八万五千円の支出減であり、このうち、人件費は、三〇億四、七五〇万五千円、予算額三、〇億四、七七二万五千円に比較すれば、二二万円の支出減である。また、物件費は、五、三三三億七、五〇八万六千円、予算額五、五五五億六、六三三万三千円に比較すれば、一億九、〇五七万五千円の支出減である。

減価償却費は、前年度から繰延べた過年度償却不足額に對する特別償却額四、七九一、二二二万円を含めて五億五、八三六万六千円、予算額五億四、〇〇〇万円に比較すれば、一、八三六万六千円の支出増である。

関連経費は、未収受信料欠損償却七、二六〇万円、放送債券発行差金償却二、一六五

昭和三十三年四月二十四日 参議院會議録第二十九号 国営電西農業水利改良事業促進に関する請願(二件)外三十一件

万九千円、支払利息一億七、三〇三万四千円及び雑損六五万三千円、合計二億六、七九四万六千円で、予算額二億六、八二〇万円に比較すれば、二億五千四百円の支出減である。(テレビジョン)

支出総額中テレビジョン関係は、一億七、二七六万二千円で、これを予算額一億七、三九〇万円に比較すれば、六、六二八万円の支出減である。

資本支出は、三億四、二〇二万一千円で、これを予算額三億四、五八七万九千円に比較すれば、三八五万八千円の支出減である。

すなわち、建設費は、二億五、〇二二万一千円で、これを予算額二億五、四〇七万九千円に比較すれば、三八五万八千円の支出減であり、放送債券償還積立金繰入は、予定のとおり三、九八〇万円である。諸返還金は、放送債券償還金二〇〇万円及び長期借入金返還金五、〇〇〇万円、いずれも予定のとおりである。

事業支出は、八億六、五五九万九千円で、これを予算額九億六、六七七万四千円に比較すれば、四、一〇七万五千円の支出減である。

すなわち、事業費は、五億六、七九四万六千円で、予算額五億八、〇六七万四千円に比較すれば、一、二七二万八千円の支出減であり、このうち、人件費は、一億二、七〇七万九千円、予算額一億二、八七六万五千円に比較すれば、一六八万六千円の支出減である。また、物件費は、四億四、〇八六万七千円で、予算額四

億五、一九〇万九千円に比較すれば、一、〇四万二千円の支出減である。

減価償却費は、一億二、四六九万八千円で、予算額一億三、一〇〇万円に比較すれば、六三〇万二千円の支出減である。

関連経費は、未収受信料欠損償却七四〇万円、放送債券発行差金償却三二八万二千円及び支払利息一億六、二二七万三千円、合計一億七、二九五万五千円で、予算額一億九、二一〇万五千円に比較すれば、二、〇一四万五千円の支出減である。

資産価格の増減 昭和三十一年三月三十一日における資産総額は、八二億五、一四五万二千円で、これを前年度末資産総額七五億五、八三三万七千円に比較すれば、六億九、三〇七万二千円の増であり、その内容は、大要次のとおりである。

流動資産総額は、八億九、三三三万一千円で、これを前年度末流動資産総額六億五、二二七万七千円に比較すれば、二億八、八〇七万四千円の増である。

また、固定資産総額は、六七億五、九七三万二千円で、これを前年度末固定資産六二億三、九〇一萬五千円に比較すれば、五億二、〇七二万七千円の増である。

すなわち、本年度中の建設及び購入等により一億六、二二二万六千円の増、売却、除却等により六三三万七千円の減、本年度減価償却により六億三、五一一万三千円の減となつたことによるものである。

次に、特定資産五億三、七六〇万円は、これを前年度末の五億九、六六〇万円に比較すれば、五、九〇〇万円の減であり、繰延勘定六、〇八〇万九千円は、これを前年

度末の一億一、七五二万八千円に比較すれば、五、六七二万八千円の減である。

資本(固有資本及び剰余金)に関する事項 昭和三十一年三月三十一日における資本総額は、三九億八、三〇九万二千円で、これを前年度末の資本総額三五億九、五三三万六千円に比較すれば、三億八、七七六万一千円の増であり、その内容は、大要次のとおりである。

一 固有資本 固有資本三二億五、一九五万三千円は、前年度末の固有資本二〇億三、二七八万九千円に、本年度末決算時における再評価積立金二億一、九一六万三千円を積み入れたものである。

二 剰余金 ラジオ積立金二億二、一五四万一千円は、本年度初頭積立金二億九、六九一萬八千円に、本年度中の固定資産売却損益等による剰余金増加高二、四六二万三千円を加えたものであり、テレビジョン繰越欠損金九億五、一〇三万一千円は、本年度初頭繰越欠損金九億六、一五二万三千円から、本年度中の固定資産償却増益等による欠損金減少高一、〇四八万二千円を控除したものである。

また、当期剰余金三億六、〇六二万八千円は、ラジオ当期剰余金八億七、六六七万三千円、テレビジョン当期欠損金五億一、六〇四万五千円である。

なお、再評価積立金については、前年度末残高一億二、七一一万五千円から、本年度中の固定資産の売却、除却等による取崩高七九七万二千円を控除した一億一、九一六万三千円を本年度末決算時において固有資本に組み入れた。

日本放送協会の昭和三十年末の資産総額は八十二億五千四百四十五万円、負債総額は四十二億六千八百三十六万円でありまして、昭和二十九年末に比較しますと、資産につきましては六億九千三百七十七万円、すなわち九分二厘の増加となっております。また、負債につきましては三億五千三百一十一万円、すなわち七分七厘の増加となっております。

〔御本手私君登壇、拍手〕 〇御本手私君 たいい議題となりました日本放送協会昭和三十年末財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本放送協会の昭和三十年末の資産総額は八十二億五千四百四十五万円、負債総額は四十二億六千八百三十六万円でありまして、昭和二十九年末に比較しますと、資産につきましては六億九千三百七十七万円、すなわち九分二厘の増加となっております。また、負債につきましては三億五千三百一十一万円、すなわち七分七厘の増加となっております。

次に、三十年度の損益計算は、事業収入総額百六億二千三百九十四万円、事業支出総額百二億六千三百三十一万円でありまして、ラジオ関係におきましては、差引剰余八億七千六百六十七万円、テレビジョン関係においては、差引欠損五億一千六百四十四円となっておりますが、協会の事業収支の全体から見ますと、差引三億六千六百三十三万円の剰余となっております。これらについての詳細は、説明書についてごらんを願いたいと存じます。

本件に対する会計検査院の検査の結果報告は、「記述すべき意見はない」というのであります。

通信委員会は、本件について、郵政当局及び日本放送協会につき詳細にわたって質疑をしまして、慎重審議の結果、全会一致をもって、本件については、異議がないものと議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件全部を問題に供します。本件は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 〇議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

〇議長(松野鶴平君) 日程第七より第三十八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 〇議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長報告を求めます。農林水産委員長堀末治君。

審査報告書(農林水産委員会 第一号) 一、議院の会議に付するを要するもの。 一、内閣に送付するを要するもの。

第九〇号、第一一二号 国営電西農業水利改良事業促進に関する請願 第一四四号 茨城県余郷干干拓事業促進に関する請願 第二三三三号 どん粉の政府買上げわく拡大等に関する請願 第二三四号 外国余剩農産物の輸入規制に関する請願

第二五四号 第四六五号 新農山漁村建設総合対策促進に関する請願 第三一一号 福岡県下の水害復旧費国庫補助金早期交付等に関する請願 第三二四号、第一五一九号 山林復興諸対策に関する請願 第三三三三号、第一六八八号 いわし網漁業の不漁に伴う救済対策の請願

五四一

昭和三十三年四月二十四日 参議院會議録第二十九号 国営西農業水利改良事業促進に関する請願(二件)外三十一件

- 第三七二号、第四二八号 未点灯部落の点灯工事費国庫補助に関する請願
- 第三七三号、第四二九号、第一三九四号 町村合併に伴う国有林野下げ促進の請願
- 第四六六号 農業改良資金等の融資額拡大及び貸付利率低減に関する請願
- 第五〇三号、第五二八号 有明海漁業の農業被害対策に関する請願
- 第五七〇号 歩留加算金の引上げに関する請願
- 第六六三号 新潟県出雲崎町の災害復旧促進に関する請願
- 第七八〇号 果汁生産業等の安定、発展措置に関する請願
- 第八一九号 昭和三十三年二月の暴風浪による岩手県被害漁業者救済対策に関する請願
- 第九五三号 岩手県の冷害による被害農家救済の請願
- 第九五四号、第一〇四二号 鹿兒島県枕崎漁港修築工事促進に関する請願
- 第一〇八六号 国営農業水利事業の推進に関する請願
- 第一一五九号 鶏卵肉の価格安定に関する請願
- 第一一六〇号 養鶏飼料の供給確保に関する請願
- 第一一六一号 栃木県立農業試験場南河内分場にビール麦育種試験地併設の請願
- 第一二五四号 長崎県佐世保港外投びより禁止区域設定による漁業損失補償の請願
- 第一四四六号 阿蘇総合開発特定地域に国立牧野改良試験場設置の請願
- 第一五一八号 農地転用基準の確立強化に関する請願
- 第一五二二号 自作農維持創設資金わく拡大に関する請願

第一六〇四号 新農山漁村建設総合対策事業の完全実施に関する請願

第一六〇五号 自作農維持創設資金制度の拡充強化に関する請願

第一六〇六号 農産物価格安定に関する請願

第一六六五号、第一七五三号、第一七六八号 熊本県水保市における奇病発生に伴う漁業対策の請願

第一六九六号、第一七三七号、第一七七二号 自作農貯蓄組合の法制化に関する請願

第一八二八号 失業救済のため開墾事業実施に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十日

農林水産 堀 末治  
委員長  
参議院議長松野鶴平殿

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君 本国会中、去る十九日までに農林水産委員会に付託されました請願は、文書表第一回ないし第十二回をもつて報告の通り九十一件であります。その趣旨は多種多様であります。大別しますと、農業関係七十件、水産関係十二件及び林業関係九件となっております。

委員会におきましては、これらの請願について、このほど審査を遂げ、さしあたって、たゞいま議題となりました国営西農業水利改良事業促進に関する請願外四十四件は、全会一致をもって、願意おのおの妥当と認め、議題の會議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

右、報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

○本日の會議に付した案件

- 一、電波監理審議会委員の任命に関する件
- 一、日程第一 日本科学技術情報センター法案
- 一、日程第二 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 裁判所法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 日本放送協会昭和三十年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
- 一、日程第七乃至第三十八の請願

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

議員 宮城タマヨ君 早川 慎一君  
野田 俊作君 中山 福蔵君  
豊田 雅孝君 常岡 一郎君

- |         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 竹下 豊次君  | 村上 義一君 | 紅露 みつ君 | 大暮武太夫君 |
| 廣瀬 久忠君  | 大谷 養雄君 | 石坂 豊一君 | 下條 康隆君 |
| 川口爲之助君  | 北 勝太郎君 | 笹森 順造君 | 林屋龜次郎君 |
| 鹿島守之助君  | 石井 桂君  | 杉原 荒太君 | 木村篤太郎君 |
| 松岡 平市君  | 加賀山之雄君 | 吉野 茂次君 | 江藤 智君  |
| 奥 むめお君  | 堀 末治君  | 田中 茂穂君 | 大矢 正君  |
| 有馬 英二君  | 近藤 鶴代君 | 森中 守義君 | 鈴木 強君  |
| 佐藤 尚武君  | 藤野 繁雄君 | 藤田藤太郎君 | 相澤 重明君 |
| 西川甚五郎君  | 谷口弥三郎君 | 占部 秀男君 | 森 元治郎君 |
| 新谷寅三郎君  | 森田 義衛君 | 平林 剛君  | 山本 經勝君 |
| 杉山 昌作君  | 後藤 文夫君 | 龜田 得治君 | 秋山 長造君 |
| 一松 定吉君  | 本多 市郎君 | 久保 等君  | 柴谷 要君  |
| 草葉 隆圓君  | 仲原 善一君 | 安部キミ子君 | 近藤 信一君 |
| 成田 一郎君  | 手島 栄君  | 千葉 信君  | 松澤 兼人君 |
| 鈴木 万平君  | 柴田 栄君  | 河合 義一君 | 小笠原三男君 |
| 塩見 俊二君  | 大沢 雄一君 | 成瀬 輔治君 | 藤田 進君  |
| 西川弥平治君  | 白川 一雄君 | 島 清君   | 赤松 常子君 |
| 高橋 衛君   | 土田國太郎君 | 野溝 勝君  | 三木 治朗君 |
| 斎藤 昇君   | 雨森 常夫君 | 荒木正三郎君 | 横川 正市君 |
| 永野 護君   | 三木與吉郎君 | 長谷部ひろ君 | 竹中 恒夫君 |
| 田中 啓一君  | 横川 信夫君 | 鈴木 壽君  | 大河原一次君 |
| 木島 虎蔵君  | 関根 久蔵君 | 伊藤 顕道君 | 天坊 裕彦君 |
| 野本 品吉君  | 秋山俊一郎君 | 光村 甚助君 | 鈴木 一君  |
| 最上 英子君  | 岩沢 忠恭君 | 加瀬 完君  | 阿部 竹松君 |
| 高野 一夫君  | 宮田 重文君 | 阿具根 登君 | 小西井義男君 |
| 小柳 牧衛君  | 木内 四郎君 | 永岡 光治君 | 松浦 清一君 |
| 青山 正一君  | 堀木 謙三君 | 天田 勝正君 | 片岡 文重君 |
| 左藤 義澄君  | 植竹 春彦君 | 重盛 善治君 | 羽生 三七君 |
| 石原幹市郎君  | 黒川 武雄君 | 栗山 良夫君 | 山下 義信君 |
| 大野木秀次郎君 | 小川 英三君 | 棚橋 小虎君 | 内村 清次君 |
| 小澤久太郎君  | 伊能 芳雄君 | 國務大臣   | 中村 梅吉君 |
| 吉江 勝保君  | 西田 信一君 | 郵政大臣   | 平井 太郎君 |
| 勝保 稔君   | 平島 敏夫君 | 國務大臣   | 宇田 耕一君 |
| 佐藤清一郎君  | 小西 英雄君 | 國務大臣   | 田中伊三次君 |
| 榊原 亨君   | 西岡 八郎君 | 政府委員   | 秋田 大助君 |
| 白井 勇君   | 青柳 秀夫君 | 科学技術   | 三輪 大作君 |
| 山本 米治君  | 高橋進太郎君 | 科学技術片調 | 八木 一郎君 |
| 寺本 廣作君  | 大谷 肇潤君 | 査査及局長  | 長谷川四郎君 |
| 小橋 治和君  | 朝木 亨弘君 | 農林政務次官 |        |
| 館 哲二君   | 古池 信三君 | 通商産業   |        |
| 西郷吉之助君  | 那 祐一君  | 政務次官   |        |
|         | 小林 武治君 |        |        |

定価 一部 十五円 (但し原紙は二十円) (送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本町一五 大蔵省印刷局 電話九段(三)一五九七番

明治二十五年第三種郵便物認可 三月三十一日